

公益社団法人砂防学会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人砂防学会と称する。

2 この法人の英語名は、Japan Society of Erosion Control Engineering とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、砂防学の進歩、砂防事業の発展、並びに砂防技術者の資質の向上を図り、もって国土の保全、国民生活の安全、学術文化の進展と社会の発展等に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 砂防に関する研究及び調査並びにその奨励と普及
- (2) 砂防に関する研究及び調査の助成
- (3) 砂防に関する研究発表会、講演会、講習会等の開催及び見学視察等の実施
- (4) 砂防に関する建議並びに諮問に対する答申
- (5) 会誌及び砂防に関する図書、報論文、資料等の刊行
- (6) 砂防関係図書及び資料の収集・保管・公開
- (7) 砂防の発展に資する学術国際活動
- (8) 砂防技術者の育成
- (9) 砂防技術者の資格付与と教育

(10) その他この目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国及び海外において行うものとする。

第3章 会員

(種別)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の事業に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業に賛助する団体

(3) 学生会員 この法人の事業に賛同した大学（大学院、短大を含む。）、高等専門学校に在籍している者

(4) 名誉会員 この法人の発展に著しい功績のあった者で、理事会において推薦され、総会で承認された者

(5) 購読会員 図書館等学会誌の購読を目的とする機関

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

（入会会員資格の取得）

第6条 正会員、賛助会員、学生会員及び購読会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申込み、その承認を受けなければならない。

（会 費）

第7条 この法人の事業活動で経常的に生じる費用に充てるため、会員は、理事会の定めるところにより会費を納入しなければならない。ただし、名誉会員については、これを免除する。

2 会費は毎年度当初に一括納入するものとし、既納の会費は原則として返還しない。

（退 会）

第8条 会員が退会しようとするときは、退会届を提出することによりいつでも退会することができる。

（除 名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づき、除名することができる。ただし、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この法人の定款又は規程に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為があったとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員の資格喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の会費の支払義務を2年以上履行しなかったとき。

(2) 当該会員が死亡し又は解散したとき。

(3) すべての正会員が同意したとき。

第4章 総会

(構成)

- 第11条 総会はすべての正会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

- 第12条 総会は、次の事項について決議する。
- (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任又は解任
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給基準
 - (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 解散及び残余財産の処分
 - (7) 推薦委員の選出
 - (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。
- 2 第14条第2項の請求があったときは、会長は総会を招集しなければならない。

(招集)

- 第14条 総会は、法令の別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

- 第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故あるときは、あらかじめ理事会が定めた順序によって副会長又は専務理事がこれに当たる。ただし、第14条第2項の規定により請求があった場合において総会を開催したときは、当該総会において正会員の中から議長を選出することができる。

(議決権)

- 第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第 17 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。ただし、出席できない正会員が、第 18 条の手続きに従って委任状を提出した場合は、当該正会員を出席者とみなす。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 20 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第 18 条 正会員は、他の正会員を代理人として総会の議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員は、あらかじめ、代理権を証明する書面として委任状をこの法人に提出しなければならない。

(議事録)

第 19 条 総会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及び議長が指名する出席者 2 名以上が記名押印する。

第 5 章 役 員

(役 員)

第 20 条 この法人は次の役員を置く。

- (1) 理事 25 名以上 30 名以内
- (2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を会長とし、会長を法人法上の代表理事とする。

3 会長以外の理事のうち 3 名以内を副会長とする。

4 会長及び副会長以外の理事のうち 1 名を専務理事とする。

5 第 3 項の副会長及び前項の専務理事をもって法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 21 条 理事及び監事は、正会員の中から総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。副会長及び専務理事は、理事会の決議によって別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 25 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第 26 条 理事及び監事は、無報酬とする。

(役員)の損害賠償責任の一部免除)

第 27 条 この法人は、法人法第 114 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事(理事又は監事であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第 6 章 理 事 会

(構 成)

第 28 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招 集)

第 30 条 理事会は、会長が招集し、議長は会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序によって副会長又は専務理事が理事会を招集し、議長は招集した副会長又は専務理事がこれに当たる。

(決 議)

第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 32 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、会長の変更を行う理事会については、一般社団法人等登記規則第 3 条において準用する商業登記規則第 61 条第 4 項ただし書きに該当する場合を除き、他の出席した理事も記名押印する。

第 7 章 会務分掌

(支部)

第 33 条 支部は、この法人の目的を達成するために、別途定める区域において、砂防に関する研究及び調査並びにその奨励と普及、講演会、講習会等の開催及び見学視察等の実施、砂防技術者の育成等を行うことができる。

2 支部に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(砂防技術推進機構 (仮称))

第 34 条 この法人に砂防技術者の資格付与と教育を行うために砂防技術推進機構を置くことができる。

2 砂防技術推進機構に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(部 会)

第 35 条 会長は、この法人の業務の円滑な執行を図るため、理事会の決議を経て、任意の機関として部会をおくことができる。

2 部会は、理事会の決議に基づき、業務執行を補助する。

3 部会に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第 8 章 推薦委員会

(推薦委員会)

第 36 条 この法人に、推薦委員会を置くことができる。

2 推薦委員会は、第 21 条第 1 項の理事及び監事の選任に関し、推薦候補者の推薦を行う。

3 推薦委員会は、総会で選出された正会員 8 名以内の委員で構成する。

4 推薦委員会に関する事項は、理事会において定める。

第 9 章 資産及び会計

(基本財産)

第 37 条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部又は全部を処分しようとするときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(事業年度)

第 38 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 39 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び収支決算)

第 40 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号の書類については定時総会に報告し、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については定時総会の承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額)

第 41 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 42 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 43 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 44 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 45 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 46 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 12 章 補 則

(事務局及び職員)

第 47 条 この法人の事務を処理するため事務局を設け、有給の職員を置くことができる。

- 2 職員のうち事務局長の選任及び解任は、理事会の決議を要する。
- 3 職員は、会長が任免する。

(委任)

第 48 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行す

- る。
- 2 この法人の最初の会長は岡本正男、副会長は石川芳治、土屋 智、専務理事は川邊洋とする。
 - 3 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 36 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

別表 基本財産（第 35 条関係）

財産種別	場所・物量等
定期預金 三菱東京 UFJ 銀行 麴町中央支店 1 口	30,000,000 円

附 則

- 1 この定款は平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

- 1 この定款は平成 27 年 6 月 9 日より施行する。

附 則

- 1 この定款は平成 28 年 5 月 18 日より施行する。

附 則

- 1 この定款は平成 29 年 5 月 25 日より施行する。